

レセプト請求の完全オンライン化

厚生労働省は2011年度に全ての医療機関にレセプト請求の完全オンライン請求を求める方針を表明しています。医療機関のIT化加速を目的に、5年間の経過措置を設けた上で、医療機関によるレセプト請求を原則オンライン化を推進しています。

政府は平成21年3月31日、2011年度からのレセプトのオンライン請求の義務化に際し、地域医療の崩壊を招くことがないように、オンライン請求が「当面困難な医療機関」に配慮することを盛り込んだ「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を閣議決定されました。

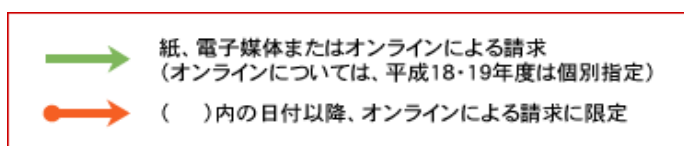
一方で、オンライン化の方針自体は堅持されており、06年の厚生労働省令に沿って、完全オンライン化の期限については努力目標ではなく義務であること、義務化に当たっては原則、現行以上の例外規定を設けないこと、また期限以降はオンライン以外の請求に診療報酬を支払わないこと、を医療機関や薬局に周知徹底する方針とされています。

また、オンライン化による効果を最大限に発揮するため、レセプト様式の見直しや、データ活用のための環境整備が重点計画事項に掲げられています。

この決定を受けて、平成21年5月8日厚生労働省の改正省令が施行されました。改正省令では、今年4月からレセプトのオンライン請求が義務付けられている病院や薬局のうち、5月10日までに対応できない施設に対しては最大で1年間、義務化期限を延長することが盛り込まれています。

改正省令では、4月診療分からオンライン請求が義務付けられる病院や薬局のうち、10日までにオンライン請求ができない施設については、来年3月末までで「当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日」までの間は、書面や光ディスクなど、従来の方法による請求も認める規定が新たに加えられています。

* 医療機関の規模などを考慮した3段階の経過措置を設定



医科(診療所)

診療所		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度～	
診療所①	レセコン 有	→ (H22.4.1)					→	
診療所②	レセコン 無 (③を除く)	→ (H23.4.1)					→	
診療所③	レセコン 無 + 少数該当 + 既設	→ (H23.4.1から2年の範囲内で 別に定める日)					→	